

議案第 5 5 号

平成 2 2 年度 川崎市自動車運送事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 2 2 年度川崎市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(項 目)	(乗 合)	(貸 切)
(1) 車 両 数	324 両	5 両
(2) 年 間 走 行 キ ロ	12,670 千km	30 千km
(3) 年 間 輸 送 人 員	45,555 千人	229 千人
(4) 1 日 平 均 輸 送 人 員	124,808 人	627 人
(5) 主要な建設改良事業		
ア 乗 合 自 動 車 購 入 費		1,048,665 千円
イ バス停留所施設整備事業		25,817 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第 1 款 自動車運送事業収益	9,330,588 千円
第 1 項 営 業 収 益	7,834,908 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1,494,680 千円
第 3 項 特 別 利 益	1,000 千円

支 出

第1款	自動車運送事業費用	9,725,168 千円
第1項	営 業 費 用	9,474,402 千円
第2項	営 業 外 費 用	222,100 千円
第3項	特 別 損 失	18,666 千円
第4項	予 備 費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 849,285 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 56,305 千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 792,980 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	自動車運送事業 資本的収入	1,118,043 千円
第1項	企 業 債	925,000 千円
第2項	国 庫 補 助 金	44,955 千円
第3項	県 交 付 金	3,400 千円
第4項	一 般 会 計 補 助 金	142,018 千円
第5項	その他の資本的収入	2,670 千円

支 出

第1款	自動車運送事業 資本的支出	1,967,328 千円
第1項	建 設 改 良 費	1,191,708 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	765,620 千円
第3項	予 備 費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
仮称藤子・F・不二雄 ミュージアムシャトルバス 整備事業費	平成22年度から 平成23年度まで	111,088千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自動車運送事業	千円 925,000	政府資金、銀行その他から普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、全部又は一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以内	借入の日から30か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の
流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

6,121,557 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,037,975千円である。

平成22年2月17日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫